

第1部 本論に入る前に

I 民法とは何か

1. 民法は何を規律する法律か。

私人（しじん）相互間の生活関係を規律するために定められた法

* 私人＝公の場を離れた一個人

2. 民法と民法典

民法＝民法典＋民法典以外の一部の法律＋慣習民法＋判例民法＋その他

II 民法誕生の歴史

フランスの民法を模倣した旧民法が明治23年に公布、施行

日本の国情に合わせ家族制度を考慮した民法が明治31年に公布、施行。

戦後個人の尊重と男女平等を掲げ親族編、相続編の改正等がある。

III 民法の基本原則

所有権絶対の原則

所有権は絶対であり国家権力といえども侵害することができない

契約自由の原則

誰とどんなやり方でどんな内容の契約を結ぶのも自由

過失責任の原則

他人に損害を与えたとしても故意や過失がなければ損害を賠償しなくても良い

IV 私権の絶対性への制限

民法第1条＝「私権の社会性」の宣言

私権＝私法関係において認められる権利の総称。財産権・身分権・人格権・社員権など。私権の行使には社会的制約を伴う。

* 私法＝私的生活上の法律関係の規律。私人間の関係を規律する法。国家等の公権力と私人の関係を規律する法である公法（憲法・行政法）に対置される。

民法、商法などが代表的な私法の例。市民法と呼ばれることもある。

私法関係における権利を私権という。

公権＝法上の権利。公義務に対応する。国・公共団体などが国民に対してもつ刑罰権・財政権・警察権などの国家的公権と、国民が国・公共団体などに対してもつ自由権・参政権などの個人的公権とに分けられる。

民法第1条第1項＝「公共の福祉」

権利を行使する場合は社会共同生活全体の向上発展と調和を保たなくてはならない

民法第1条第2項＝「信義誠実の原則」（信義則）

権利を行使し義務を履行するに当たり、信義に従い誠実にこれを行うこと

民法第1条第3項＝「権利の乱用」

権利を乱用してはならない

Q1 民法とは何か

A1 民法とは私人相互間の生活関係を規律するために定められた法

Q2 民法は何によって構成されているか

A2 民法典＋民法典以外の一部の法律＋慣習民法＋判例民法＋その他

Q3 民法の基本3原則は何か

A3 所有権絶対の原則・契約自由の原則・過失責任の原則

Q4 私権の絶対性を制限するものは何か

A4 公共の福祉・信義誠実の原則・権利の乱用の禁止

宅建過去問徹底攻略

第1条

(基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

解説

1条2項は信義誠実の原則とか信義則といわれる。取引関係に入った者は互いに相手の信頼や期待を裏切らないように誠実に行動することを求めるもの。

民法のいわば伝家の宝刀といったところで、法律行為(契約)の解釈基準となったり、取引関係に入った者相互の行為規範となったり、条文がないとか条文どおり当てはめると不都合な場合にでばってきたりする。

1条3項は権利の濫用を禁止している。

基本的には、権利があっても、自己に利益がないのに、他者に損害を与えるだけを目的にした権利行使は許されないという考え方。さらに進んで、行使したことによる自らの利益と他者の損害を比較衡量して権利の濫用に当たるかを判断することになる。

平成18年度 問1

次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1 契約締結交渉中の一方の当事者が契約交渉を打ち切ったとしても、契約締結に至っていない契約準備段階である以上、損害賠償責任が発生することはない。

2 民法第1条第2項が規定する信義誠実の原則は、契約解釈の際の基準であり、信義誠実の原則に反しても、権利の行使や義務の履行そのものは制約を受けない。(信義則)

3 時効は、一定時間の経過という客観的事実によって発生するので、消滅時効の援用が権利の濫用となることはない。

4 所有権に基づく妨害排除請求が権利の濫用となる場合には、妨害排除請求が認められることはない。

正解 4

- 1 × 契約準備段階の過失の理論(判例理論)により、損害賠償責任が発生することがある。
- 2 × 権利の行使や義務の履行そのものも制約を受ける。
- 3 × 消滅時効の援用が権利の濫用となることもある。
- 4 ○ そのとおり。